

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 13 日

金 曜 日

第 3883 号

## 目 次

### 規 則

- 富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則 2

### 告 示

- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 3
- 富山県民会館条例施行規則附則第 2 項の知事が定める日についての一部改正
- 港湾施設の概要についての一部改正 4
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 7
- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 8
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 10
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 11

### 公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 12
- 基本測量の実施 15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 4 号

富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第 4 の 1 の(2)の表中「西日本旅客鉄道株式会社」の次に「、あいの風とやま鉄道株式会社」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成27年 3 月 14日から施行する。

(建築住宅課)

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 13日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県規則第 5 号

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部を改正する規則

富山県高度情報通信ネットワーク運用規則（平成 4 年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の表中

新川土木センター（新川農 林振興センターを含む。）	ぼうさい うおづそうちょう	101、1～17、201、 202
------------------------------	---------------	----------------------

を

新川土木センター（新川農 林振興センターを含む。）	ぼうさい うおづそうちょう	101、1、3～9、 11～17、201、202
------------------------------	---------------	-----------------------------

に改める。

別表第 2 中「、富山県民会館、らいちょうバレー」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1日から施行する。

(管 財 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

**富山県告示第99号**

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定  
について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）の第1の1の表に定める地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について（平成17年富山県告示第 370号）は、廃止する。

平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

地域の類型	当てはめる地域
I	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、入善町及び朝日町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線から両側にそれぞれ 300メートル以内の地域（トンネル部分については、トンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150メートル以内の区間に係る地域に限る。以下「対象地域」という。）であって、別紙図面に緑色で表示する地域
II	対象地域であって、別紙図面に緑色の網掛で表示する地域

（別紙図面は省略し、富山県生活環境文化部環境保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（環境保全課）

**富山県告示第100号**

富山県民会館条例施行規則附則第2項の知事が定める日についての一部改正について

富山県民会館条例施行規則附則第 2 項の知事が定める日について（平成26年富山県告示第 439号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

本文中「平成27年 3 月 15 日」の次に「（駐車場にあっては、同月 13 日）」を加える。

（文化振興課）

### 富山県告示第101号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 の 2 の(7)の表中

「 | " | 東港口護岸 | " | 堀岡 | | 249 | " 18 | 」

を

「 | " | 東港口護岸 | " | 堀岡 | | 206 | " 18 | 」

に改める。

（港 湾 課）

### 富山県告示第102号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 13 日から

## 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒谷上村木線	魚津市東山字中谷14番36か ら	変更前		最大 8.3 最小 8.2	114.0	新川土木 センター
	魚津市東山字中谷14番35ま で	変更後		最大 34.3 最小 8.2	114.0	
県道 流杉双代線	富山市山室荒屋字屋敷割 228番12から	変更前		最大 8.6 最小 6.9	116.6	富山土木 センター
	富山市山室荒屋字屋敷割22 番3まで	変更後		最大 17.6 最小 6.9	116.6	
県道 富山庄川線	富山市金屋字中島3685番地 先から	変更前		最大 14.0 最小 11.2	190.7	富山土木 センター
	富山市金屋字前田3933番35 地先まで	変更後		最大 14.0 最小 12.7	190.7	
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 519番 3から	変更前		最大 15.8 最小 9.3	145.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹内 527番 3まで	変更後		最大 16.0 最小 13.0	145.8	
県道 富山滑川魚津 線	富山市水橋池田町 263番地 先から	変更前		最大 15.3 最小 13.3	15.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋池田町 264番地 先まで	変更後		最大 15.3 最小 15.1	15.5	

県道 高岡羽咋線	高岡市八口 127番 1 地先から	変更前	最大 16.6 最小 9.2	166.1	高岡土木 センター
	高岡市柴野字前田86番地先 まで	変更後	最大 34.3 最小 15.5	174.6	
県道 小矢部伏木港 線	高岡市柴野字前田51番地先 から	変更前	最大 10.9 最小 10.5	153.5	高岡土木 センター
	高岡市柴野字前田45番地先 まで	変更後	最大 17.5 最小 11.0	153.5	
県道 新湊庄川線	射水市島1300番 4 地先から	変更前	最大 9.3 最小 7.4	156.8	高岡土木 センター
	射水市島 107番 3 地先まで	変更後	最大 20.3 最小 16.6	156.8	
県道 高岡庄川線	高岡市戸出西部金屋 522番 地先から	変更前	最大 14.6 最小 9.8	360.0	高岡土木 センター
	高岡市戸出西部金屋94番 1 地先まで	変更後	最大 17.4 最小 11.8	360.0	
県道 北高木立野線	高岡市立野1307番地先から	変更前	最大 13.4 最小 10.4	272.0	高岡土木 センター
	高岡市立野天目町1315番地 先まで	変更後	最大 32.1 最小 9.8	272.0	
県道 浅地小矢部線	小矢部市綾子3326番 2 から	変更前	最大 9.6 最小 8.6	76.7	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市綾子3386番地先ま で	変更後	最大 11.3 最小 9.5	76.7	

国道 471号	小矢部市後谷字水挽 598番 1地先から	変更前	最大 13.6 最小 9.0	142.8	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市後谷字水挽 574番 地先まで	変更後	最大 14.9 最小 10.2		
国道 471号	小矢部市峯坪野 611番地先 から	変更前	最大 32.3 最小 9.4	374.8	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市峯坪野12番地先ま で	変更後	最大 33.1 最小 12.2		

**富山県告示第103号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒谷上村木線	魚津市東山字中谷14番36から 魚津市東山字中谷14番35まで	平成27年3月13日	新川土木 センター
県道 流杉双代線	富山市山室荒屋字屋敷割 228番12から 富山市山室荒屋字屋敷割22番3 まで	平成27年3月13日	富山土木 センター
県道 富山庄川線	富山市金屋字中島3685番地先から 富山市金屋字前田3933番35地先まで	平成27年3月13日	富山土木 センター

県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 519番3から 中新川郡舟橋村竹内 527番3まで	平成27年3月13日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 富山滑川魚津 線	富山市水橋池田町 263番地先から 富山市水橋池田町 264番地先まで	平成27年3月13日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 高岡羽咋線	高岡市八口 127番1地先から 高岡市柴野字前田86番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター
県道 小矢部伏木港 線	高岡市柴野字前田51番地先から 高岡市柴野字前田45番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター
県道 高岡庄川線	高岡市戸出西部金屋 522番地先から 高岡市戸出西部金屋94番1地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター
県道 北高木立野線	高岡市立野1307番地先から 高岡市立野天目町1315番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター
県道 浅地小矢部線	小矢部市綾子3326番2から 小矢部市綾子3386番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
国道 471号	小矢部市後谷字水挽 598番1地先から 小矢部市後谷字水挽 574番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
国道 471号	小矢部市峯坪野 611番地先から 小矢部市峯坪野12番地先まで	平成27年3月13日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

## 富山県告示第104号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。



平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社 ウェルサポート
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	ローカルセンター城端
	所在地	富山県南砺市野田 213番地 1
	介護保険事業所番号	1672000377
廃止年月日		平成27年3月31日

#### 富山県告示第105号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社 ウェルサポート
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	ローカルセンター城端
	所在地	富山県南砺市野田 213番地 1
	介護保険事業所番号	1672000377
廃止年月日		平成27年3月31日

#### 富山県告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
みどり薬局	黒部市三日市 2558-5	育成医療、更生医療	調剤	平成27年3月1日
ハートフル戸出薬局	高岡市戸出町3 -24-51	育成医療、更生医療	調剤	平成27年3月1日
クスリのアオキ うおのみ薬局	滑川市魚躬字膏 薬1229番172	育成医療、更生医療	調剤	平成27年3月1日
さくら薬局永楽店	高岡市永楽町4 -12	育成医療、更生医療	調剤	平成27年3月1日

### 富山県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条

第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			

イオン薬局高岡南店	高岡市下伏間江383	育成医療 更生医療	調剤	平成27年3月1日
めろん薬局大石原店	中新川郡立山町大石原192-1	育成医療 更生医療	調剤	平成27年3月1日
チュールリップ山王薬局	砺波市山王町4番5号	育成医療 更生医療	調剤	平成27年3月1日

### 富山県告示第108号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

滑川市

2 都市計画事業の種類及び名称

滑川都市計画下水道事業

滑川公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和54年12月11日から

平成33年 3 月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~**富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施**

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成27年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量  
積算基準電算システム（ハードウェア） 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成27年11月20日から平成32年11月19日まで（60箇月）
- (4) 借入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入条件  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第

163号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年3月13日から同年4月15日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月24日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成27年4月22日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。)

### 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年 5 月 15 日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Estimation Standard Computation System Hardware, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on April 22, 2015
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

#### 基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公

示する。

平成27年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び  
「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

3 作業地域

富山県内全域